

記入年月日 平成 年 月 日

買受人	記入者氏名
-----	-------

【チェック表の作成方法】				
1. 本チェックシートは、事業着手前、事業期間中及び事業終了後の点検及び聞き取り調査により作成。				
2. 各チェック項目の内、造材事業箇所には当てはまる項目について該当欄に「できているもの＝○」、「できていないもの＝△」を記入。(事業者)				
3. 事業期間中及び事業完了後の点検により、評価欄に「できているもの＝○」、「できていないもの＝△」を記入。(評定者)				
※ 造材指導時に指導していても、最終評価時に改善されていることが確認できれば評価を「○」とする。				
4. 各項目番号の集計欄については、「○」の数を記入。				
項目 番号	チェック項目	チェック欄		
		該当	評価	
I	○ 土場の作設、使用に関すること。(造材規準書 2-1)			
	1	土場の作設に当たって、位置、規模、箇所数等について森林室と協議し承認を受けてから作設している。		
	2	事業箇所に既存の土場がある場合は、これを使用している。		
	3	林地の崩壊及び土砂の流出を防ぐため、降雨等により地盤の緩んだ時期を避けて作設している。		
	4	土場が林道等に隣接している場合は、通行の障害にならないよう常に整理整頓している。		
	5	事業終了後、残材(端材、追上材、枝条等)の整理、土場の整地をしている。		
	6	流水による浸食を防ぐため、土場の出入り口等に簡易な排水路を設けている。		
	7	造材のために土場に持ち込んだ枝条を自然還元するため土場以外の事業実施箇所へ散布するなどして適正に処理している。		
	計			
II	○ 集材路の作設に関すること。(造材規準書 2-2)			
	1	集材路の作設に当たって、線形、延長、幅員等について森林室と協議し承認を受けてから作設している。		
	2	事業箇所に既存の集材路がある場合は、これを使用している。		
	3	切土や盛土を極力抑え、林地の崩壊等を招かないように作設している。		
	4	林地の崩壊又は土砂の流出を防ぐため、降雨等により地盤が緩んだ時期を避けて作設している。		
	計			
III	○ 立木の伐倒に関すること。(造材規準書 2-3)			
	1	契約図書に基づき、森林室長から引渡し又は指定された立木について伐採している。		
	2	伐倒木に調査番号テープが付いている場合は、伐倒前にこれを外し、伐倒後、伐根の断面部に紛失しないようにタッカー等で貼り付けている。		
	3	調査番号テープを外すことが困難な場合は、伐根の断面部に木材チョーク等で当該番号を移記している。		
	4	伐倒木に隣接する立木及び下層の幼稚樹等に損傷を与えないように伐倒している。		
	5	立木の枝払い等で発生した末木、枝条等を土中に埋めたり、沢地、河川の流路及び氾濫原、道路及び道路の排水施設付近に放置していない。		
	○ 支障木に関すること。(造材規準書 2-5) ※支障木の発生がない場合は「○」とする。			
	6	作業中に支障木の発生を予見できた場合は、速やかに森林室に届け出し、その指示を受けてから適正な処理を行っている。		
	7	作業中に労働安全上やむを得ず支障木を発生させた場合は、遅滞なく森林室に届け出し、その指示を受けてから適正な処理を行っている。		
		計		

項目 番号	チェック項目	チェック欄			
		該当	評価		
IV	○ 集材に関すること。(造材規準書 2-4)				
	1	林地の状況によって林地の崩壊や立木の損傷を防ぐため、適切な集材機種を使用している。			
	2	集材路側にある立木に保護板等を設置するなどして周囲の林木を損傷しないように集材している。			
	3	下層に植栽木がある場合は、これを損傷ないように集材している。			
	4	降雨等により土砂や汚濁水が流出するおそれのあるときは、集材作業を中止している。			
	5	やむを得ず沢地、河川を横断する集材路を使用しなければならない場合は、事前に森林室と協議し承認を受けてから集材している。			
	6	集材を完了した後、及び作業の途中で大雨が予想される場合は、必要に応じて集材路の流水による浸食を防ぐため簡易な排水路を作設している。			
	7	集材が完了した後に枝条の整理、林地及び河床の整理等を行っている。			
	8	集材によって攪乱された林床、裸地等を整地し、又は復元し、土砂の流出や河川の汚濁を防ぐための必要な措置を講じている。			
	計				
V	○ 道路の使用に関すること。(造材規準書 3-1)				
	1	降雨や融雪等により路盤が軟弱になっている場合は、運材を中止し、道路の崩壊や土砂の流出を防ぐよう配慮されている。			
	2	林道等の除雪を行った場合に、路肩、側溝、路盤その他施設を破損していない。			
	○ 跡片付けに関すること。(造材規準書 4-1)				
	3	造材事業にかかる機器、残骸及び各種の仮設物を片付け、かつ撤去している。			
	計				